## 令和5年1月定例教育委員会会議録

- 1 日 時
  - 令和5年1月26日(木)午後2時00分から午後3時22分まで
- 2 場 所

唐津市役所 4階 大会議室

- 3 出席者
  - (1) 教育長栗原宣康
  - (2)教育委員富永祐司、宮﨑美和、篠原智文、石山貴子
  - (3) 事務局

教育部長 草場忠治、教育副部長兼教育企画課長 中山誠、教育副部長兼生涯学習文化財課長 坂口政江、教育総務課長 古場真由美、学校教育課長 栗本洋二、学校支援課長 古川照男、学校給食課長 岡田和幸、近代図書館長 藤井浩司、浜玉市民センター産業・教育課長 平尾敏和、厳木市民センター産業・教育課長 原昭彦、相知市民センター産業・教育課長 田口貴広、北波多市民センター産業・教育課長 江頭宏隆、肥前市民センター産業・教育課長 川口徹、鎮西市民センター産業・教育副課長黒田裕一、呼子市民センター産業・教育課係長 井手口信貴、七山市民センター産業・教育課長 種岡勝博、教育総務課係長 森徳雄、教育企画課係長 阿部修久、教育総務課職員 原周平

### 4 議 題

(1) 議案

議案第1号 箞木小学校用地の一部管理替について

【原案どおり可決】

議案第2号 学校給食費の改定及び調整について

【原案どおり可決】

議案第3号 唐津市立学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則 制定について

【原案どおり可決】

議案第4号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則制定に ついて

【原案どおり可決】

議案第5号 唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規 則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第6号 唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の施 行期日を定める規則制定について

【原案どおり可決】

議案第7号 唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部 を改正する規程制定について

【原案どおり可決】

- (2) 協議事項
  - ① 令和5年度唐津市教育の基本方針の策定について
  - ② 新学校給食センターの名称について
- (3) 報告事項
  - ① 教育長報告
  - ② 各課報告事項
    - ・12月市議会定例会の報告について
    - ・ 令和 4 年度卒業式及び令和 5 年度入学式日程について
    - ・第16回Kinto市民美術祭 「第31回唐松・伊万里地区高等学校合同美術作品展」について
    - ·第16回Kinto市民美術祭

「第14回佐賀県特別支援学校高等部ふれあい美術作品展」について

- ・共催及び後援について
- 教育委員会行事予定
- ③ その他
  - ・二十歳の祝典の報告について
  - ・総合教育会議について

## 【定例会】

午後2時00分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として篠原委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを 承認した。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

お揃いですので、1月の定例教育委員会を始めたいと思います。よろしくお 願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号について、事務局お願いします。

# 〇教育総務課長(古場真由美君)

教育総務課でございます。議案は1ページをお願いいたします。

議案第1号 箞木小学校用地の一部管理替についてでございます。

提案理由でございます。

箞木小学校用地の一部について譲渡申請があっていたことに対し、当該土地を用途廃止し、財務部公共施設再編・資産活用課へ管理替えするものでございます。

2ページをお願いいたします。

概要でございます。

当該用地に隣接している隣接地に居住している住民より、自宅の増築計画に 伴い学校用地の一部を自己所有の土地と一体的に利用することを目的とし、学 校用地の一部譲渡申請が出されていたものでございます。

令和4年6月の定例教育委員会にて協議させていただき、その後、申出者による分筆等の作業が終わり、当該一部面積が確定したため、学校用地の用途を廃止し、公共施設再編・資産活用課へ管理替えを行い、その後、譲渡を行うものでございます。

移管する土地でございますが、唐津市厳木町箞木字平畑321番地3、746 平米の一部で、確定した面積は74平米でございます。現在の地目は学校用地 でございます。 3ページから5ページに当該用地の位置図等の添付をいたしております。

今後の手続についてでございますが、登記の事務は財務部公共施設再編・資産活用課で行い、登記完了後、教育総務課にて唐津市公有財産規則第7条及び第9条に基づく手続を行うこととなります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第1号について質問や御意見はございませんか。

学校のほうから行きますと、学校に進入する道路の反対側、グラウンド側から見るとですね。そういう場所になります。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

これまではどうされていたんですか、この土地。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

これまでは、何も学校としては使っている土地ではない。

## 〇教育総務課長(古場真由美君)

学校の敷地の一部ではございますが、特に学校としての活用はしていない部分でございます。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

何か今までも……

何か土地の割の関係でそうなっておったのがですね、校舎が新しくなったと きに、それも道路はあまり前と変わっていないと思うんですよね。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

斜めに入り組んどるけん。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

はい。

学校には全く影響はないと思われる場所のようです。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

これは教育委員会、市の土地ですよね。民間から譲渡してくださいと言われて、簡単にそんな譲渡するものなんですか。

# 〇教育総務課長(古場真由美君)

当然、学校の活用している部分については譲渡できないものと思っております。

# 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

補足をよろしいですか。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

はい。

## 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

学校用地につきましては、最近というか、割と新しい学校、用地取得した学校用地につきましては、当然大きな一筆というか、大きな筆の中で必要な部分だけを購入して建てるという方針でやっておりますが、以前、例えば、昭和の中頃であるとか、そのくらいの土地というのは一筆買いといいまして、学校をそこに建てるとなったら直接グラウンドとか校舎敷地にならない部分とか、そういったところまで一筆全部買っていたという時期もございまして、実際学校用地といいながらも学校で全く使われていないような部分もございます。ですので、当然教育委員会、市といたしましても、そういった実際に使っていない部分というのは、欲する方がいらっしゃれば積極的にお譲りできればなと思っているところです。

以上です。

### 〇教育委員 (篠原智文君)

細かいことですが、その前の道路は学校用地なんですか。何か道路が。学校 の土地と道路区画だけが。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

センター、分かりますか。

### 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

市道です。唐津市道。

### 〇教育委員 (篠原智文君)

そしたら、飛び地みたいになっているわけですかね、学校用地が。

## 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

そうですね。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

# 〇教育委員 (篠原智文君)

はい。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

冨永委員さんが先ほどおっしゃったのは、市の土地となっていたものを要望 のあるときに譲渡はいいかなというようなことですよね。

## 〇教育委員 (冨永祐司君)

はい。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

ほかの学校敷地以外あたりでもそのようなケースというのはあるんですかね。 富永委員さんの疑問点は、市の土地となっていたところを民間から、一般の方 から要望があったときには、条件がかなえばお譲りしますということ。市の土 地をそうやって一般の方や民間のほうに譲渡されるというのは、学校敷地以外 にもケースによってはあり得るということですかね。

## 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

先ほど申し上げたとおり、昔といいますか、以前は一筆ごと買っていた部分もあって、特段市の行政の用に供していない、要は余った土地ですね、そういったところがあるので、そういったところについては、ほかの市の土地も同じように、要は市行政財産ではあるけれども、今使われていないといいますか、用に供していない部分というのは売却の可能性はあると思います。そういったことについては、逆に申出があれば積極的に処分といいますか、売却をしたいというところで動いていると思います。

以上です。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

# 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、第1号議案については御承認をいただきました。

第2号議案について、事務局お願いします。

### 〇学校給食課長(岡田和幸君)

議案第2号についてでございます。資料の7ページのほうをお願いいたします。

議案第2号 学校給食費の改定及び調整についてでございます。

まず、提案理由でございます。

令和4年12月26日に開催されました唐津市学校給食運営委員会におきまして、令和5年度からの学校給食費改定につきまして、給食費の改定は必要であると、また、令和5年9月から稼働予定の西部学校給食センター(仮称)の給食費についても、東部学校給食センターの給食費と同額とすることが適正であるというような答申を受けております。これを受けまして、今回改定をするものでございます。

答申の内容でございますけれども、8ページから10ページのほうに答申の 内容のほうを記載させていただいております。

資料の10ページを御覧いただきたいと思います。

今回、令和5年度の学校給食費の見直しをするに当たって、各小学校の自校 式の調理場及び東部学校給食センター等の価格のほうをですね、少し据置きす るもの、値上げするものというのがございます。

表のほうに令和4年度月額、令和5年4月から7月の月額、これは西部学校 給食センターが稼働するまでの期間の給食費でございます。令和5年8月から 2月の月額と書いておるのが西部学校給食センター稼働後の金額ということで させていただいております。

なお、金額につきましては、表の下段のほうに書いておりますけれども、西部学校給食センター管轄におきまして、東部も一緒なんですけれども、小学校につきましては月額4,500円、中学校につきましては5,250円で統一をするということで答申を受けております。

なお、離島につきましては個々の事情がございますので、ここについては統一というわけにはいかず、それぞれの単価のほうでさせていただいているとこ

ろでございます。

以上、簡単ではございますけれども、御審議のほどよろしくお願いいたします。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

議案第2号について質問や御意見はございませんか。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

一中、五中の稼働後は。

# 〇学校給食課長(岡田和幸君)

お答えします。

一中、五中につきましても、令和5年9月に西部学校給食センターから配食 する予定で計画しております。

# 〇教育委員(冨永祐司君)

書いてないけんが。

# 〇学校給食課長(岡田和幸君)

下段のほうの西部学校給食センターの単価に含める形で、そこは空欄であえてさせていただいているところでございます。申し訳ございません。

# 〇教育委員 (冨永祐司君)

はい。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

今後、一中、五中は5,250円という数字になりますね。湊中とかと同じようになるということですね。

ほか、質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

### 〇教育委員 (篠原智文君)

離島は船代とかで高くなるのは分かるんですが、馬渡中は安くなるんですか。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

加唐が200円上がる、馬渡も小学校は200円上がる。

### 〇教育委員 (篠原智文君)

いや、上がった結果にしても、月額が……

# 〇教育委員(冨永祐司君)

200円増。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

センターと比べてという意味ですか。

# 〇教育委員 (篠原智文君)

はい、比べてということですが。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

そうですね。

# 〇学校給食課長(岡田和幸君)

これがお答えになるかどうか、何とも言えないんですけれども、この運営委員会の会議の中で、各給食会計の方々のほうでどれくらいの金額が適正であるかということをそれぞれ出していただいて、各学校のほうで、これでいけるという金額を出していただいております。なので、馬渡のほうは頑張っていただいているという認識で考えておるところでございます。

以上でございます。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

小学校が200円上がり、中学校が250円上がると。東部の金額でいうと、小学校は200円上がり、中学校が250円上がるので、その上がり方というのは一緒なのかもしれません。元の価格かなというふうに思います。加唐小学校は200円上がり、中学校は200円上がり――250円上がっていないで、200円上がりということですけど、サイズが、子どもの数とかが違いますので、なかなか割り出しにくいところがあるかなと思いますけど、よろしいですか、篠原委員。

### 〇教育委員 (篠原智文君)

はい。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

ほか、議案第2号について何かございませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

## 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第2号については御承認をいただきました。

議案第3号について、事務局お願いします。

### 〇教育総務課長(古場真由美君)

教育総務課でございます。11ページをお願いいたします。

議案第3号 唐津市立学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則制定 についてでございます。

提案理由でございます。

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定に伴い、新たに後のほうで、 議案第4号で提案をさせていただくんですけれども、唐津市立学校体育施設の 開放に関する条例施行規則を制定するに当たり、現在の規則を廃止するもので ございます。

12ページをお願いいたします。

廃止する規則は、唐津市立学校体育施設の開放に関する規則。

施行の期日は、令和5年4月1日でございます。

14ページから15ページが廃止する現在の規則でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

議案第3号について質問や御意見はございませんか。

これはまた、議案第4号でやっていただく条例施行規則の制定に伴ってこれ まであった規則を廃止するというものですので、議案第3号はよろしいですか。

「「はい」と呼ぶ者あり〕

### 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第3号については御承認をいただきました。

議案第4号についてお願いいたします。

## 〇教育総務課長(古場真由美君)

教育総務課でございます。17ページをお願いいたします。

議案第4号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則制定についてでございます。

提案理由でございますが、唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定に 伴い、新たに制定するものでございます。 18ページをお願いいたします。

概要でございます。

規則案の題名は、唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則でございます。

規則案の内容でございますが、19ページからお願いいたします。

第1条では規則の趣旨、第2条は教育委員会及び校長の責任について、第3条では、21ページをお願いします。別表のとおり、開放学校及び開放施設について、屋内運動場、剣道場、屋外運動場、テニスコートとしております。

第4条では開放する日時について、こちらは22ページの別表2をお願いいたします。平日は午後5時半から午後9時30分まで、土日祝日は午前8時から午後9時30分までとし、運営上必要と認めるときは教育委員会が別に定めることができるものとしております。

続きまして、第5条及び第6条では申請及び許可について規定をしており、 資料は本日配付させていただきました23ページ、24ページをお願いいたします。申請許可の様式を様式第1号、23ページ、また、利用券の様式を24ページ、様式第2号のとおりとしております。

次に、第7条では利用時間及び使用料の取扱いについて、ページは20ページでございます。

第8条では利用者の遵守事項、第9条では補則で、この規則に定めるものの ほかは別に定めることとしております。

施行の期日は、令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇教育長 (栗原宣康君)

別添に23ページ、24ページがあるのは……

### 〇教育委員(冨永祐司君)

元の議案集と新しく置いてあった分と替えんばですね。

### 〇教育総務課長(古場真由美君)

すみません、1枚、今日お配りしている分が議案集の23、24ページの差 し替えとなっております。申し訳ございません。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

質問や御意見はございませんか。はい、どうぞ。

# 〇教育委員 (宮﨑美和君)

利用券はあったんですかね。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

利用券、24ページですね。利用券について説明をしてください。

## 〇教育総務課長(古場真由美君)

24ページの様式第2号、利用券でございますが、現在、スポーツのほうでナイター照明を利用した際に使っている利用券、これと同じような様式で、体育館等を使われる場合には新たにこの様式でチケットを作りまして販売をし、あらかじめ利用者の方には必要な分を買っていただいて、利用のたびにその有料の1枚とか2枚、これを利用の管理簿みたいなものに貼り付けをしていただくというようなことで考えております。

以上です。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

## 〇教育委員 (宮﨑美和君)

はい。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

第8条の(2)利用者の遵守しなければならないことで、敷地内での喫煙は もちろんですけど、敷地内での火気ですね。例えば、スポーツ以外で地域のイベントとかで使うとき、火気とか使うこともあるので、それも駄目ということ になりますか。

## 〇教育総務課長(古場真由美君)

現在も学校、校舎、もちろん敷地内も禁煙でございます。今後も同じ、敷地 外で吸っていただくものと考えております。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

火気、火を扱う。

### ○教育総務課長(古場真由美君)

火を使う。例えば、どういったときになりますか。

# 〇教育委員 (冨永祐司君)

バザーとか。イベントでバザーとかした場合に火を使いますよね。

# 〇教育総務課長(古場真由美君)

それは学校施設の利用の方ですね。一般の方がこの学校開放事業ではなくて 利用される分になりますので、それは今までどおり可能かと思います。

# 〇教育委員(冨永祐司君)

それはいいんですか。

# 〇教育総務課長(古場真由美君)

この制度は、夜間とか休日にスポーツ開放する分についての規則になります。

# 〇教育委員 (冨永祐司君)

スポーツ開放にする分だけの条例ですね。

# 〇教育総務課長(古場真由美君)

はい。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

その他の地域行事等で使われるときは、このことには……

## 〇教育委員(冨永祐司君)

いいわけですね。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

はい。というすみ分けなので。

前の規則のときにはそこが出てきていないですよね。それが新たに出てきますけど、それはスポーツ開放に限っての中で火気使用をしないということになります。

ほか、ないですか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

### 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第4号については御承認をいただきました。 議案第5号についてお願いいたします。

### 〇教育総務課長(古場真由美君)

教育総務課でございます。25ページをお願いいたします。

議案第5号 唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の 一部を改正する規則制定についてでございます。

提案理由でございます。

市民センター管内の学校体育施設の開放に関する事務については、これまでも市民センターの産業・教育課、主にスポーツ担当のほうで行っております。 条例の施行される令和5年4月1日以降も同様に行うこととするため、条例施行に合わせ、規則の整理を行うものでございます。

26ページをお願いいたします。

規則案の題名は、唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則でございます。

改正の内容でございますが、28ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条の表中、右欄に「及び市民センター産業・教育課の職員」を加え、同 条に「2 前項の規定により補助職員に委任する事務については、補助職員に 専決させることができる。」の1項を加えるものでございます。

また、第3条中「前条」の次に「第1項」を加えるものでございます。

施行の期日は、令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

議案第5号について質問や御意見はございませんか。

これまではスポーツ局員だけだったところに市民センター産業・教育課の職員というのが付け加わるということですね。具体的にはどういうケースですかね。

## 〇教育総務課長(古場真由美君)

学校開放の申請手続等は、これまでも市民センターにある学校の分は主にスポーツの担当者、産業・教育課の職員ですけれども、手続もしてもらっていたというところで、この規則の中にそこが入っていないというか、スポーツ局の職員ということで入っていたので、正式に条例改正に伴って、こちらのほうの規則も整理したというところでございます。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

表現的にこれまでは一くくりにしておって、市民センターの職員のことを具体的に示していなかったのをこの改正に合わせて示したというところですね。 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

### 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第5号については御承認をいただきました。

議案第6号について、事務局お願いします。

### 〇教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

生涯学習文化財課でございます。 31ページをお願いいたします。

議案第6号 唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の施行期 日を定める規則制定についてでございます。

提案理由は、唐津市勤労青少年ホームの廃止に伴い制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

規則案の概要でございますが、唐津市勤労青少年ホームの廃止に伴い制定するものでございます。

恐れ入ります。次の3、改定内容で一部文言の修正をお願いいたします。

唐津市勤労青少年ホームの廃止について、令和5年「1月26日から」を削除して、「1月26日とするもの」に修正をお願いいたします。申し訳ございません。

西唐津公民館は移転しまして、11月28日に開館させていただいたところでございます。その後、勤労青少年ホーム館内の備品の整理等をいたしておりまして、その事務が済みましたので、1月26日で勤労青少年ホームの条例を廃止させていただきたいと考えております。

なお、勤労青少年ホームの解体は来年の予定にしているところでございます。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

西唐津にありました勤労青少年ホーム、これが西唐津公民館ということにな

りましたので、事務整理が終わったこの時点で勤労青少年ホームを廃止ということであります。

# 〇教育委員 (冨永祐司君)

分かりました。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

# 〇教育委員 (篠原智文君)

更地にした後、何か計画はあるんですか。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

この跡地は何か計画がございますか。

# 〇教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

跡地については、特段何を建てるのかというようなことはございません。ただ、ここには相撲場等がございますので、相撲場等はスポーツ施設として使用されるということで伺っております。

以上でございます。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

元の建物のあった勤労青少年ホームは。

### ○教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

すみません、勤労青少年ホーム、西唐津公民館でもあった建物については解 体をする予定でございます。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

### 〇教育委員 (篠原智文君)

取りあえず、更地になったまま計画はないということですね。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

そうですね。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

### 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第6号については御承認をいただきました。

議案第7号についてお願いいたします。

### 〇教育総務課長(古場真由美君)

教育総務課でございます。35ページをお願いいたします。

議案第7号 唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改 正する規程制定でございます。

提案理由でございます。

唐津市事務決裁規程の改定に伴い、教育部長等が専決できる事項を改め、併 せて字句の整理を行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

規程案の概要でございます。

規程案の題名は、唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程でございます。

改正の内容でございますが、46ページから49ページの新旧対照表をお願いいたします。

別表第1の「教育部長が専決できる事項」、「市民センター長が専決できる事項」にそれぞれ「育児休業及び部分休業に関すること。」、「職務専念義務の免除に関すること。」、「営利企業等の従事制限の許可に関すること。」等を新たに追加するとともに、別表第2におきましては――ページは49ページでございます。別表第2におきましては、学校共同事務室が学校運営支援室へ変更されたことに伴う改正を行うものでございます。

施行の期日は、令和5年1月26日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇教育長(栗原宣康君)

議案第7号について質問や御意見はございませんか。

言い換えると、教育部長が専決できる事項として今まで専決してもらって おったけれども、ここには書かれていなかったということですかね。それを明 確にしたということですか。

### 〇教育総務課長(古場真由美君)

市長部局の規程のほうでは既に部長決裁となっていました。教育委員会内で もそのように運用はしておりましたが、規則の整理を今回するということにし ております。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

それから、49ページの一番最後は事務の共同実施の支援室について、これまで「学校共同事務室」という言い方が「学校運営支援室」と名前が変わりましたので、それに伴って改正をするというものです。

何か質問、御意見はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第7号については御承認をいただきました。

次に、協議事項に入ります。

令和5年度唐津市教育の基本方針の策定について、事務局お願いします。

## 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

教育企画課でございます。資料の55ページ以降、協議事項①になります。

冒頭のほうに改定版を載せておりまして、66ページ以降に修正箇所を朱書きで表示しているところがございますので、こちらの66ページ以降で説明をさせていただきたいと存じます。

唐津市の教育は毎年度改定を行っております。こちらのほうは令和5年度の 改定部分になります。

改定の内容といたしましては、根幹のところ、一番基本的なところというのは変更ございませんが、令和5年度に新たな取組でありますとか状況の変化、あるいは字句の整理、そういった改定を行っております。

中身について御説明いたします。

66ページからでございますが、変更箇所につきましては68ページでございます。令和5年度の主要施策以降、従前の基本方針で「令和4年度」となっている箇所は全て「令和5年度」になります。

重点目標1でございますが、修正箇所といたしましては、(4)、一番下になりますが、朱書きで書いてあります「市西部地区に整備する学校給食セン

ターの供用開始により市内の小中学校給食をセンター化し、唐津市の全部の小中学校へ給食を提供します。」。

次のページです。「また、学校が現金を取り扱わない体制づくりによるコンプライアンスの向上、市が給食を提供する一方で、保護者が給食費を支払う義務を負うという債権債務の明確化、教職員の負担軽減を実現するため、学校給食費の公会計化を進めます。」と。

こちらのほうは、今年9月に稼働予定の西部学校給食センターを踏まえた部分と、それから、せんだって12月の委員会のときに御説明いたしましたけど、学校給食の公会計化、それについての取組を新たに行うというところでこういった文言を加えさせていただいております。

次のページでございます。

70ページになりますが、重点目標2、こちらの修正は年度の修正、「令和 5年度のねらい、目指すべきところ」の「令和5年度」の部分になります。

次のページでございますが、71ページです。

こちらのほうは、年度と併せて「(2)複式学級の解消のため」のところで、「努めます。」の後に「また、市内小中学校の現状に沿った方針を定めるため、通学区域審議会を開催していきます。」。こちらのほうは、平成19年度に行いました通学区域審議会、その後、年数もたっており、学校の少子化、あるいは小規模化が進む中で従前の答申だけではなくしてというか、従前の答申に加えて、新たな方針というものを策定する必要があろうというところで、令和5年度に通学区域審議会を開催させていただくという予定にしておりますので、そのことについての文言を加えさせていただいております。

次、72ページですね。

重点目標4でございますが、四角で囲った重点目標4の中で(1)からありますが、(2)と(3)、こちらはもともと「生涯学習基盤の整備」とすべきところを「学習基盤の整備」ということで「生涯」が漏れておりました。ですので、「生涯」をそれぞれ(2)、(3)に加えております。

こちらのほうは、重点目標4の項目のところに既に「生きがいのある生涯学 習環境の整備・充実」と入っておりますので、当時「生涯」を除いてもという ことになっていたと思うんですけれども、やはり項目として(1)との流れがおかしいということで「生涯」という言葉を加えております。

続きまして、一番下の(6)、こちらのほうは美術ホールの件なんですけれども、前回は「美術ホールでは」ということで、いきなり「美術ホール」という言葉で始まっていたんですけれども、それに「近代図書館美術ホール」ということで「近代図書館」を加えております。

それから、「特別展や市所蔵品展等」、そして、「4階ロビー等では近郊プチこれくしょんや近郊ぎゃらりいを開催し、」というところの文言を加えたり、順番を変えたりといった形の整理をいたしております。

続きまして、73ページです。

- 「(1) 国指定の重要無形民俗文化財」というところから、こちらのほうは年度に応じて何番曳山、何番曳山ということで、前回は「一番曳山「赤獅子」」という形で入れていたんですけれども、これは毎年――毎年といいますか、2年程かかるんですけれども、2年に1回、対象の曳山が当然替わるというところで、「一番曳山」とか「赤獅子」とか、そういったことは入れなくて、曳山の総塗替えを行うという形にしたほうがよかろうということで、「一番」と「赤獅子」を削除しております。
- (3)番ですけれども、「肥前陶器窯跡の」というところで、事業の進捗に向けて設計は既に完了しておりまして、飯洞甕下窯跡の覆屋の建設、令和5年度はこちらのほうに着手いたしますので、具体的な事業の進捗に伴い、文言を変えるものでございます。

続きまして、74ページです。

こちらのほうは、「令和5年度」という年度を変えたにとどまっております。 そして、75ページ、最後のページですが、一番下、「3 人権教育、人権 啓発の推進」のところの右側のほうですね、①、②と書いているところで、③、 前回まで「いじめ問題対策の推進」という形になっていたんですけれども、本 来は「いじめ問題」ではなくて、対策であれば「いじめ防止対策」であろうと いうことで言葉の整理をさせていただいております。

修正箇所は以上でございます。

なお、こちらのほうは、今回内容について御協議いただいた後に、それを踏まえた形で次の教育委員会におきまして正式に議案として提出させていただく 予定でおります。

私のほうからの説明は以上でございます。御協議よろしくお願いいたします。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、令和5年度唐津市教育の基本方針の策定について質問や御意見は ございませんか。

### 〇教育委員 (石山貴子君)

71ページの複式学級解消のところで、「市内小中学校の現状に沿った方針を定めるため、通学区域審議会を開催いたします。」というところで、前回の定例教育委員会の12月の市議会定例会の報告の中で、議員さんから唐津市立学校通学区域審議会のこれまでの開催状況と今後の予定についての一般質問の答弁で、開催については計画をしているところである、委員については全体で32名の委員で構成されていたようですが、保護者や地域等の幅広い御意見と学識経験者等の御意見を伺うことができる委員を選任させていただきたいと考えているとの答弁でした。「通学区域審議会を開催していきます」とありますので、ある程度の開催の計画や委員の構成ができているということでしょうか。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

現状ですね。

### 〇教育委員 (石山貴子君)

はい。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

今の段階でどうなのかということです。副部長お願いします。

### ○教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

委員構成については、基本的には前回、平成19年度の委員にお願いした ジャンルの方々、立場の方々にお願いする形にはなろうかと思います。ただ、 まだ内部でちょっと検討をしているところでございまして、というのが、議員 さんの言葉にもそのときあったと思うんですけど、いわゆる農林漁業団体とか、 そういったところも前回はお声がけをして委員になっていただいていたんです けれども、そういった業種の代表者の方に入っていただく必要があるのかとい うところもありまして、検討しているところでございます。

開催については、令和5年度については年4回の開催を計画しております。 以上です。

# 〇教育委員 (石山貴子君)

ありがとうございます。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

いいですか。

ほか、何かございませんか。はい、どうぞ。

### 〇教育委員 (篠原智文君)

1件ですけれども、69ページの学校給食の徴収というか、集めるためのことで、ここに書かれているのは教職員の負担軽減をメインに考えられてされているということで、今後の方向性として学校の、特にお金を持ってこない家庭に対しての対応とか、学校の先生の負担がかなりこれまでもあったものですから、それを軽減されるというのは非常にいいことだなと。やはり学校職員、特に先生方が授業に専念できる環境を唐津市のほうでももっと推進していってもらえたら本当にすばらしいなと感じたところです。大いにこれはすばらしいなと思うので、推進してほしいと思います。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

5年度のこの唐津市の教育が完成するのは何月だったですか。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

はい、どうぞ。

### 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

5月、4月中……

## 〇教育企画課係長 (阿部修久君)

冊子のほうは6月。

# 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

6月になるかと思います。毎年6月の定例市議会の折に議員さんにも併せて 配付をさせていただいているという状況です。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

大体そのタイミングだったと思います。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

それが決まってからの取組になるわけですか。年度明けたらこういうふうな 取組をするということですか。

### 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

それはあくまで唐津市の教育という冊子の発行でございますので、当然令和 5年度当初からの取組という形になります。

以上です。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

68ページの(1)のところ、「PDCAサイクルの視点で」というところの「授業改善」のところは説明があったかな。

### 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

漏れておりました。もともと「改善」という言葉だけだったんですけれども、「授業」というのを加えさせていただきました。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

「授業改善」と入れたわけね。

### 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

はい。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

これは中身の改革というよりも、要は既にやっているところの表現を正した ということがあります。たくさんの引用がありますので、なかなか急に思いつ かれるところも難しいのかなというふうに思いますけれども。

### 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

よろしいでしょうか。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

はい、どうぞ。

### 〇教育副部長兼教育企画課長(中山 誠君)

先ほど申し上げましたとおり、今回は御協議という形で出させていただいておりますが、正式な議案としては次回の教育委員会で上げさせていただきますので、もしお気づきの点等あれば、本日会議が終わられてからでも結構ですので、私どもまで御連絡いただければと存じます。

以上です。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、またお気づきになったところがあったらぜひお知らせいただければと思いますが、ひとまず協議はこれでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

## 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、新学校給食センターの名称について、事務局お願いいたします。

## 〇学校給食課長(岡田和幸君)

学校給食課でございます。資料の77ページをお願いいたします。

鎮西町打上地区の旧打上中学校グラウンド内に今現在、学校給食センターの整備を進めているところでございます。これについては、今現在、事業名として西部学校給食センター(仮称)とさせていただいているところでございます。

これにつきましては、平成26年2月にまず定例教育委員会で決定をいただきました唐津市新給食センター整備計画の中で市内を2つに分けて整備するということで定められておりました。また、平成29年2月に学校給食施設整備基本構想というのが同じく策定をされておりまして、この中でも市内を2つの地区に分け、東部地区、西部地区と分けて整備をするということで決められております。

これは私が在籍中に計画を定めたものでございますけれども、令和2年3月 の定例教育委員会の折、唐津市学校給食センター整備基本計画を定めておりま して、その中でも西部学校給食センター(仮称)の整備という名称で進めさせ ていただいておりました。

御存じのとおり、現在、東部地区には平成28年度から東部学校給食セン

ターというのを稼働させておりまして、運営をしております。これに合わせて 今度西部地区に進めておりますので、名称のほうを西部学校給食センター(仮 称)としておりますが、「(仮称)」を取りまして、正式に「西部学校給食センター」とさせていただきたいと考えております。

なお、今回御協議いただき、御承認いただきますと、3月の定例市議会の折に学校給食センターの条例というのがございまして、これを一部改正いたしまして、正式に条例のほうに「唐津市西部学校給食センター」という名称を載せたいと考えております。そのためにもこのタイミングでまず御協議いただきたいと考えておりまして、今回御提案をさせていただいているところでございます。

以上、御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

新学校給食センターの名称について、何か質問や御意見はございますか。

## 〇教育委員 (冨永祐司君)

東部だけん、東部に西部でいいんじゃないですか。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

ほかに言いようがないのかなと。

### 〇教育委員(冨永祐司君)

ですね。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、御協議をいただきました。次回の定例教育委員会で議案として上げたいと思います。

次に、報告事項に移ります。

教育長報告です。別紙を御覧ください。

12月26日、第58回教職員研究論文等表彰式並びに発表会がございました。教育委員の皆様にも御参加いただいたとおり、出品が5点で、例年に比べ

て少ない出品でした。入選が3点、佳作1点、奨励賞1点、学校賞1校という 結果でありました。次年度の出品について、1月6日の校長会でこの状況につ いて話をし、その意義について説明して要請をしたところです。

また、1月5日から8日、二十歳の祝典、あるいは唐津市市民センターも含めまして、委員の皆様方には御出席大変ありがとうございました。

19日です。佐賀県教育センターの運営協議会がございました。令和4年度の事業評価の中間報告並びに改善のポイントについて説明、そして、検討したところです。

事業評価では、必修研修――初任研や経験者研修など、あるいはそれ以外の希望研修ともに全ての研修で指標を超える評価結果でありました。今後はまた、さらにインターネットの活用について進めてまいりたいということで、教育センターのウェブの総アクセス件数は年間目標の350万件を既に11月で超えているという状況でした。昨年も大幅に超えたという実績がありました。

以上、教育長報告を終わります。

12月市議会定例会の報告について、事務局お願いします。

### 〇教育総務課長(古場真由美君)

教育総務課でございます。79ページ、報告事項①をお願いいたします。

12月市議会定例会の報告についてでございます。

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定について、12月市議会定例会に上程いたしましたところ、議会より一部修正案が提案され、その修正案のとおり可決されましたので、御報告を申し上げます。

一部修正の内容でございますが、80ページの一部修正新旧対照表をお願い いたします。

第3条第1号中「10人以上の」を削り、「監督者」を「責任者」に改める。 また、第8条第1項中「利用者」を「開放施設のうち屋内運動場又は剣道場 の利用について許可を受けたもの」に改める。

また、別表につきましては、無料の部分を削除したものに改めるものでございます。

報告は以上でございます。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

何かございませんか。

# 〇教育委員(冨永祐司君)

利用しやすくなったですね、10人以上が削除されたので。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

そうですね。今、バレーボールのあり方だったりとか、バドミントンだったりとか、いろんなものが、少ないところでの利用の申請も出てくるだろうというところも含めて、10人以下の場合もというようなことになっているんだというふうに思います。

# 〇教育委員(冨永祐司君)

そうですね。分かりました。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

## 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、先へ参ります。

令和4年度卒業式及び令和5年度入学式日程についてお願いします。

### 〇学校教育課長 (栗本洋二君)

学校教育課でございます。一覧で今年度、令和4年度の卒業式と来年度、令和5年度の入学式の日程をお示ししております。

1点、修正がございます。1行目の東唐津小学校の来賓集合の欄に9時ない し9時半とありますが、案内しないということで変更があっております。

このことに関連いたしまして、傾向を御紹介いたしますと、案内をしない学校が約半数以上を占めるということに、卒業式、入学式ともになっております。昨年度と比較してこれは逆で、呼ばれる側のほうが増えているのではないかと予想しておりましたけれども、実は調査時点、12月から1月ぐらいの調査時点で非常にコロナの感染者数が増えて、ほぼピークぐらいのときだったということもございまして、学校がこのように判断したものであるだろうというふうに思っています。昨年度、同じ時期にこういった表で紹介をしてありましたが、

そのときよりも案内しないという学校が実は増えているという結果でございます。今後変更があるかもしれませんけれども、こういった状況になっております。

以上でございます。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

変わりましたのは、県立高等学校の入試が元の火曜日、水曜日に戻りましたので、中学校の卒業式が金曜日に戻りました。ずっと火、水の入試で間1日置いて金曜日の卒業式という流れが中学校は長い間続いておったんですけれども、県立高校の入試が火、水ではなく、水、木という日程に去年とかはなりましたので、土曜日の卒業式とか、そんなふうに変わっておりましたけれども、元に戻りましたので、金曜日になりました。

小学校は次の週の金曜日のところがほとんどと。以前に比べるとえらく日程 がそろってきたなという感じがしております。前はもうちょっと、若干ばらつ きがあったようでしたけれどもですね。

それから、入学式の日程につきましては、新学期のスタート、新学年のスタートが1日下がりましたので、4月6日始業式だったのが7日というふうになりましたので、その分も少し違いが出てきたことがあるかもしれないというふうに思っています。

それでは、先へ参ります。

近代図書館イベントについて、事務局お願いします。

### 〇近代図書館長 (藤井浩司君)

近代図書館です。資料の82ページを御覧ください。

報告事項③、④、第16回Kinto市民美術祭についてでございます。

まず、第31回唐松・伊万里地区高等学校合同美術作品展についてでございます。

会期は2月5日日曜日から2月12日日曜日まででございます。

会場は近代図書館美術ホールです。

開館時間は10時から18時、最終日は16時まででございます。

期間中、休館日が2月6日月曜日と11日の祝日。

内容につきましては、絵画、デザイン、スケッチなど唐津市、玄海町、伊万 里市の高等学校7校の美術部員の作品の展示となっております。

入場料は無料でございます。

続きまして、第14回佐賀県特別支援学校高等部ふれあい美術作品展についてでございます。

会期は2月26日日曜日から3月5日日曜日までです。

会場は美術ホールでございます。

開館時間は10時から18時、最終日は15時までとなっております。

期間中、2月27日月曜日、3月1日水曜日、これは蔵書点検の日でございます——は休館となっております。

内容につきましては、絵画、立体作品など県内 8 校の特別支援学校の生徒さんの作品展示となっております。

入場は無料です。

以上でございます。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

共催及び後援について、事務局お願いいたします。

### 〇教育総務課長(古場真由美君)

教育総務課でございます。83ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、共催が1件、後援が6件、合計7件でございます。

行事名及び主催者名は一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

その他、報告事項はございませんか。教育総務課お願いします。

### 〇教育総務課長(古場真由美君)

行事予定についてでございます。84ページをお願いいたします。

令和5年1月27日金曜日から令和5年2月22日水曜日までの主な行事予 定でございます。

2月8日水曜日でございますが、入野小学校の学校訪問がございます。 県教

育長随行となっております。

2月17日金曜日9時より教育委員会新教育委員の辞令交付式がございます。 また、2月22日水曜日13時30分からは総合教育会議の開催予定でございます。

その他行事につきましては一覧表に記載しておりますので、御確認いただき たいと思います。

以上でございます。

### 〇教育長 (栗原宣康君)

その他、報告はございませんか。生涯学習文化財課お願いします。

### 〇教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

生涯学習文化財課でございます。

二十歳の祝典には委員の皆様に御出席をいただきまして、どうもありがとう ございました。無事に終了することができまして、出席者数は904人という ことでございました。出席率は、住民登録者数1,102人ですけれども、

73. 1%ということでございました。

以上でございます。

## 〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

### 〇教育長 (栗原宣康君)

ほかにはございませんか。

### 〇教育総務課長(古場真由美君)

教育総務課でございます。

先ほど行事予定で御案内をしたんですが、総合教育会議について連絡をいた します。

2月22日水曜日13時30分より開催が予定されております。こちらのほうは、政策部のほうから委員さん宛てに後日御案内が届くことになっております。

なお、当日12時30分より教育委員会内で教育委員さんへのレクチャーを

予定しております。こちらのほうは教育総務課のほうで後日御案内を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

# 〇教育長 (栗原宣康君)

ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、次回の日程ですが、先ほどありました2月22日水曜日15時からここで開催をさせていただこうと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

# 〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして1月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。